

世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化等について（案）

（付議の要旨）

区立特別養護老人ホーム及び区立老人短期入所施設は、大規模改修工事及び現在の指定管理期間終了後の平成33年4月に設置者を区から社会福祉法人に変更し民営化する。

区立高齢者在宅復帰施設は、現在の指定管理期間終了後の平成33年4月に向け、施設の有効活用を検討し、機能を見直す。

1 主旨

区立特別養護老人ホーム及び区立老人短期入所施設は、平成30～32年度に実施する大規模改修工事及び現在の指定管理期間終了後の平成33年4月に、設置者を区から社会福祉法人に変更し民営化する。あわせて、区立特養ホーム等の大規模改修の考え方及び世田谷区社会福祉事業団の経営基盤の強化の取り組みについて報告する。

また、区立高齢者在宅復帰施設は、現在の指定管理期間終了後の平成33年4月に向け、施設の有効活用を検討し機能を見直す。

2 検討対象施設

（1）区立特別養護老人ホーム・区立老人短期入所施設

- ・区立特別養護老人ホーム芦花ホーム及び区立特別養護老人ホーム上北沢ホーム
指定管理者：社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
- ・区立特別養護老人ホームきたざわ苑・区立老人短期入所施設きたざわ苑
指定管理者：社会福祉法人正吉福祉会

（2）区立高齢者在宅復帰施設

- ・区立高齢者在宅復帰施設ほのぼの
指定管理者：社会福祉法人古木会

3 検討の経緯

- 平成29年2～8月 区立特別養護老人ホーム等あり方庁内検討会（5回）
6～8月 区立特別養護老人ホーム等あり方検討委員会（2回）
外部の学識経験者を委員に加えた検討
11月 福祉保健常任委員会
「区立特別養護老人ホーム等のあり方検討の方向性について」報告

4 区立特別養護老人ホーム等の民営化等（案）・・・別紙参照

5 今後のスケジュール（予定）

- 平成30年2月 福祉保健常任委員会報告
平成30年4月～ 関係者への説明
5月 芦花ホーム大規模改修工事契約締結案提案
31年2月 区立特別養護法人ホーム等条例を廃止する条例及び区立高齢者在宅復帰施設条例の改正条例案提案
31年度 運営法人選定（適格性審査）
33年4月 新たな体制での運営開始